

**(1) 事前相談書の写し**

…ご返却した、事前相談書の副本をご使用ください。

**(2) 建物工事請負契約書又は建物売買契約書の写し**

…契約書の原本の確認も必要となります。原本をご持参ください。

**(3) 近居又は同居をする住宅の位置図**

**(4) 同意書（第3号様式）**

…子育て世帯および親世帯全員のご署名とご捺印と、交付申請時の住所をご記載ください。

また、10年以内に近居・同居が解消された場合、補助金返還の対象となりうる旨をご承知おきください。

**(5) 住宅の平面図及び住宅の専有面積又は延べ床面積が確認できる竣工図**

…各階の平面図および延べ床面積が記載されたページをご提出ください。

**(6) 近居又は同居をした世帯（引越し後）及び親世帯全員の住民票 ※省略可能**

…発行日から3か月以内のものをご提出ください。

**(7) 子育て世帯及び親世帯全員の市税の滞納がないことを明らかにする書類 ※省略可能**

※(8)、(9)、(10)に関しては、お取引先の業者によって対応が変わることがあります。

事前に業者へご確認頂けますようお願いいたします。

**(8) 建築確認検査済証の写し**

…新築戸建の場合は、売主・施工業者から渡されます。

中古物件の場合は、まず検査済証の有無を売主および不動産業者へご確認ください。

**(9) 住宅取得に係る領収書の写し**

…手付金・残代金等、住宅取得代金分の領収書をご提出ください。

売主が領収書を発行しなかった場合は、銀行での振り込み伝票の写しをご持参ください。

**(10) 建物の登記事項証明書**

…「全部事項証明書」と書かれた書類です。

「権利部」に所有者名が記載されたものをご持参ください。

**※第5号様式**

交付申請時に提出することが可能です。その際は、申請者住所・氏名（押印必須）・電話番号・交付請求額・振込先のみ記入し、ご提出ください。

**本申請の締め切りは、住宅取得後1年以内となります。**

※申請内容によっては上記以外の書類の提出が必要になる場合がございます。

また、上記の内容は、予告なく変更となる場合がございます。

※事前相談時から内容変更（契約予定業者の変更・予定地変更等）がある場合には、再度事前相談書の提出が必要となります。

**本補助金は国費が充当されているため、補助対象が重複する国費を活用した補助制度との併用ができない場合があります。**

申請を検討されている方は、ご注意ください。